

余命宣告を受けた独居の方の準備

相談内容

医師から余命一か月の宣告を受けた利用者さま。ご本人には、同居のお兄様がいたが先日ご逝去される。そのため、ご本人に身寄りの方が居なくなってしまう、今後のサポートや飼っている愛犬の世話についてご心配されたケアマネージャーさんから、ご相談を受ける。先日ご逝去されたお兄さまの相続手続きも終わっていない状況。

—相談者背景—

70代・独居・子供なし・資産:自宅・アパート・現金 ※**自宅名義:亡くなった兄**

考えられる対応策とスケジュール

対応策①：遺言で自分の想いを実現

対応策②：お兄さまの相続手続き

対応策③：死後の対応

11月中旬

11月下旬

12月上旬

12月中旬

相談日

初面談

① 自筆証書遺言作成

①' 公正証書遺言作成

② 相続手続き

<https://jssa.tsugusapo.com/>

今回の相談では、ご本人のご希望を実現するために①遺言書作成と、②お兄さまの相続手続きを当協会をサポートしました。まず、ご本人が独居で身寄りの方もいないため、遺言書をご用意していないと、所有していた財産が国庫へ帰属する（国の財産になってしまう）こととなります。

当協会の行政書士がご本人とお話する中で、ご本人の希望をお聞きする事ができました。そこで、遺言書を作成することにより、ご本人の財産を大好きな犬の世話をしてくれる動物保護団体へ遺贈したいとの希望を実現することを提案しました。

①遺言作成

今回のケースは、余命1ヶ月という短い期間でご本人の希望を実現するための準備をしなければなりません。そこで、先ず自筆証書遺言を書いて頂き、その後公正証書遺言を作成することとなりました。

自筆証書遺言は書式や内容を間違えてしまうと無効になってしまう場合がありますので、当協会の行政書士がアドバイスしながらご本人に書いて頂きました。

遺言には、ご本人がお亡くなりになった後の犬の世話先の手配、ご本人の希望する動物保護団体への遺贈、ご本人の埋葬先の指定なども盛り込みました。今回の利用者様は独居で身寄りの方もいないことから、当協会の行政書士を遺言を執行する者に選定していただき、遺言書の内容を実現できる体制を整えました。

②お兄さまの相続手続き

戸籍調査の結果、お兄さまの法定相続人が利用者様のみという状況であったため、遺産分割協議も必要なく、滞りなくお兄さまの相続手続きを行う事ができました。

こうして、利用者様の状況にいち早く気付かれ、当協会と連携してご対応して下さったケアマネージャーさんのおかげで、ご本人がお元気なうちに万が一の場合に備えた準備をすることができました。

遺言は、一般的に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。
自筆証書遺言は、費用がかからない等のメリットがありますが、法律の規定に沿った書き方をしていない場合は、遺言が無効になってしまう可能性があります。
公正証書遺言は、費用はかかりますが、確実に遺言の内容を実現できるメリットがあります。
双方のメリット・デメリットを知り、その方にあった遺言を作成されると良いでしょう。
また、有効な遺言を作成する為にも、専門家のアドバイスを受けられる事をお勧めします。
当協会では、遺言作成のアドバイスや原案作成のお手伝い、相続に関するご相談にも対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。